

## 申請者（中小企業等）向けQ & A

### <申請要件>

Q1. 「申請書」の2. に、過去における本補助金の支援実績を記載する欄について、当社では、過去に利用実績がありますが、査定状況報告書やフォローアップ調査を提出していない場合、申請要件を満たさないことになりますか？

A. 「フォローアップ調査」は、当補助金を利用した翌年より、5年間を対象としています。対象者のうち、昨年度に実施した「令和3年度フォローアップ調査」が未提出である場合は、申請要件を満たさず、今年度の事業には申請できません。

「査定状況報告書」については、支援案件について、すべての国での査定結果がでるまで、毎年4月から5月に提出をお願いしている書類です。

平成29年度以降の採択事業者で、これまで一度も提出していない事業者、あるいは過去に提出していても、未だ審査係属中で直近の報告書を提出していない事業者は、申請を受付けできない場合があります。平成26年度～28年度の採択事業者については、査定結果が出たタイミングで「査定結果報告書」を提出いただくことになっているため、審査中により報告書未提出である場合は、当デスクにご相談ください。

Q2. 国内代理人に依頼せず、自ら現地代理人に依頼して外国出願をする場合でも、申請することはできますか？

A. できます。ただし、申請者自身で必要な書類の提出ができることが条件です。

### <補助対象案件>

Q3 本事業に採択される前に外国出願を行いました。この外国出願に要した費用について助成を受けることはできますか？

A. できません。採択決定前に外国出願が完了している案件は補助対象外です。

Q4 都道府県等中小企業支援センター等（以下、「センター」といいます。）及びジェトロの両方に、同一内容の外国出願を申請することはできますか？

A. できません。

同一の内容で同一出願国の場合は、センター又はジェトロのいずれかに申請してください。ただし、センターに応募して不採択になった場合、その案件をジェトロに応募することは可能です。

また、センターに申請し、採択された案件でも、センターとは違う国にて行う外国出願は、ジェトロに申請することができます。その場合は、必ず「申請書（様式第1-1又は1-2）」の「16. 外国特許

庁への出願に関する他の公的機関（独立行政法人日本貿易振興機構含む）の助成制度の利用予定の有無」の欄に詳細をご記入ください。なお、同一内容の申請にかかる補助金の上限額は、センターとジェトロ両団体からの補助金の合計額であり、各種別上限額は以下の通りです。

特許：150万円、実用新案・意匠・商標：それぞれ60万円、冒認対策商標：30万円

Q5. ジェトロでは、第1回、第2回と1年で2回の公募がありますが、両方の回に応募することは可能ですか？

また、複数の案件を申請することはできますか？

A. 1企業当たりの補助金の上限額は300万円ですので、上限内であれば、第1回、第2回、両方の回に応募していただくことは可能です。

また、出願種別（特許・実用新案・意匠・商標）の同異も問いませんが、ジェトロでは1種別あたり5件まで（第1回と第2回合わせて）としています。

1回目の公募で、不採択の案件を2回目に応募することも可能です。

Q6. パリ条約上の優先権を主張せずに外国出願する案件は、本事業の補助対象となりますか？

A. この事業では、既に日本国特許庁に行っている出願と同一内容で外国出願することが要件となっています（ダイレクトPCT、基礎なしハーグ出願を除く）。

したがって、「特許・実用新案・意匠」の場合は、国内出願が原因となって新規性を喪失し、権利取得が否定される可能性があるため、優先権を主張しないものについては補助対象とすることはできません。

ただし、「商標」については、優先権主張を伴わない出願であっても補助対象となります。

Q7. 日本では漢字のみの文字商標で登録していますが、外国ではアルファベットによる読みを併記した形で出願したいと考えています。申請可能ですか？

A. 直接出願の場合のみ申請可能です。マドプロ出願では認められていません。

原則として国内出願と同一内容の出願が助成対象となりますが、優先権主張を伴わない商標の直接出願に限り、出願国での使用形態等に応じたやむを得ない変更について、その必要性が認められる場合は、「同一内容」の範囲として認めることがあります。本事業に申請いただく段階で「同一内容」かどうか、やむを得ない変更かどうかを含め審査しますので、外国出願を予定する商標（案）を申請書に具体的に記載とともに、申請書の「8. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容」欄に変更を必要とする理由等を記載してください。審査で認められた場合、助成対象となります。また、変更、変形して外国出願する商標について、商標先行登録調査が必要です。なお、採択後の変更は原則認められません。従って、申請する

前の段階で、選任代理人と外国への出願内容について十分に相談されることをお勧めします。

採択後、選任代理人等から変更が提案された際は、まずは事前にジェトロにご連絡ください。

Q 8 欧州特許庁や欧州連合知的財産庁への出願案件は本事業の補助対象となりますか？

A. 補助対象です。

欧州特許庁又は欧州連合知的財産庁（旧称：欧州共同体商標意匠庁）への出願手続きについても、1国に対する出願と同趣旨ですので補助対象となります。ただし、欧州特許庁から各加盟国への移行手続きは登録査定後に行われますので、出願後に発生する費用となるため補助対象にはなりません。

Q 9 基礎となる国内出願の名義は社長個人となっています。中小企業者名義で外国出願を行う予定ですが、本事業の補助対象となりますか？また、国内出願の名義を中小企業者名義に変更する必要がありますか？

A. 中小企業者名義に変更した場合に、補助対象となります。

本事業は中小企業支援ですので、外国出願の基礎となる国内出願と予定している外国出願が、共に申請者である中小企業者の名義であることが必要です。採択後、外国出願をする前までに、国内出願の名義を申請者に変更していただく必要があります。

Q 10 他社と共同で外国出願する案件は、本事業の補助対象となりますか？

A. 補助対象です。

申請者が中小企業者であれば、共同出願のパートナーが中小企業者でなくてもかまいません。ただし、対象となる補助金の額は、外国出願の持分比率に応じて算出します。したがって、基礎となる国内出願及び外国出願のそれぞれにおける持分割合の明記がある契約書等を、応募の際添付書類として提出してください。

なお、外国出願の出願人が、国内基礎出願（登録済みのものを含む）の出願人と一致していることが前提です。何らかの理由で異なる場合は、あらかじめ事務局にお問い合わせください。

<助成対象経費>

Q 11 採択決定前に要した経費は補助対象となりますか？

A. 対象にはなりません。

採択決定後に行った外国出願に要する経費のみが対象です。

そのため、先行技術調査、先行登録調査、代理人による申請書の作成に要する費用は助成対象外です。

また、採択前に翻訳を依頼等、着手した場合等は、翻訳費だけが対象外になるのではなく、申請自体が助成対象外となりますので、ご注意ください。

#### Q12 補助対象経費としてどこまでが認められるのでしょうか？

A. 基本的な考え方として、外国特許庁に出願するために要した経費が対象となります。

##### ■外国特許庁へ支払う費用：

・外国特許庁へ支払う出願料<sup>※1</sup>と、同時（同日）に支払う費用（出願費用、審査請求費用、特許審査ハイウェイ（PPH）費用、補正手数料<sup>※2</sup>、維持年金等）

※1 国の制度に基づき出願料を分割で支払うことができる場合でも、補助対象は1回目の支払と同日に支払われた費用に限られます。

※2 補正手数料については、事前に補正内容等を申請書に記載していない場合、対象外となる場合があります。

##### ■国内外の代理人手数料（代理人は国内1か所、現地<出願国> 1か所です）

・出願国の制度上出願に必要であることが認められる経費（公証人証明申請費用、委任状作成費用等）

・銀行送金料・送金手数料：ただし、本事業以外の費用を合わせて銀行送金をした際の送金手数料は対象外です。また、複数回の銀行送金を行った場合は、初回の分のみが対象となります。

・PPH 申請、審査請求、補正等に関する代理人費用については、外国特許庁に対し、出願と同時（同日）に手続きを行った、又は庁費用を支払った場合のみ対象となります。

##### ■翻訳費用

・翻訳文の提出が猶予される国で、出願後に翻訳を行う場合も、実績報告書提出締め切り日時点で翻訳文が納品、支払いが完了されていることが条件です。

#### Q13 PCT国際出願に要する経費に関して、具体的な補助対象経費とは何ですか？

A. PCT国際出願の場合は、各国（日本国を除く）への移行に要する費用のみが補助対象となります。

国際段階の手数料は補助対象ではありません。

#### Q14 商標の先行登録調査費や、特許・意匠・実用新案の先行技術調査費は補助対象経費ですか？

A. 対象外です。

本事業では、「先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと」を選定要件としています。そのため 先行登録調査や先行技術調査は申請前に行っていただく必要があります。

一方、本事業において補助対象となるのは、採択決定後に発生する費用ですので、採択前に発生した調査費用等は助成対象外です。また、採択後に追加で調査を行った場合でも、補助対象にはなりません。

### <スケジュール>

Q15 外国出願が完了する前に補助金を受け取ることはできますか？

A. できません。

申請者は外国出願にかかる費用を代理人等に先に全額支払う必要があります。その後、支払った事実が証明できる書類とともに、実績報告書等をジェトロに提出していただき、間接補助金実績額を確定した後、申請者にお支払いすることになります。

Q16 「実績報告書」提出後、補助金はいつ頃受け取ることが出来ますか？第1回公募の採択事業者で、出願を早めに完了し、「実績報告書」を、例えば9月頃提出した場合、11月くらいに支払われますか？

A. 第1回公募・第2回公募の採択事業者共に、2023年の1月以降3月末までのお支払いを予定しています。

### <その他>

Q17 冒認対策商標とは何ですか？

A. 本事業では、「日本において既に出願又は登録済みの商標に関する第三者による抜け駆け（先取り）出願」を冒認出願、その対策を目的として外国へ出願する商標を「冒認対策商標」と定義付けしています。なお、冒認対策商標で申請する場合、冒認対策の意思があればよく、具体的な事業計画は必要ありません。

Q18 見積書の時点で設定したレートより、実際に出願した際のレートが上がり、申請時の予定額（採択時に確定される「交付決定額」）を超えてしまった場合、差額がプラスされて助成されるのでしょうか？

A. いいえ、差額をお支払いすることはできません。

交付決定額が助成上限額となります。従って、レートの上昇により実際にかかった費用が増えた場合においても、交付決定額以上をお支払いすることはできません。外国代理人への支払い時のレートの変動を想定した見積もり額で、ご申請ください。

Q19 商標出願について補助金の申請をしたいのですが、「募集案内」の7. 申請時提出書類（2）添

付書類⑧の「先行登録調査報告書」は、どのようなものを提出すればいいのですか？

A. 最低限の調査として、無料のデータベースを用いて、主要な出願予定国における先行登録調査を行い、その結果を提出してください（商標データベースのTMviewを利用した場合、米国、欧州、韓国、ロシア、インド、マレーシア等約60の国/地域について調査可能です。ほかにも、ASEAN-TMview、国際機関等の検索サイトが利用できます）。（初心者向け商標先行登録調査方法及び報告書サンプル 参照）  
可能な限り、全出願予定国の調査、及び現地代理人調査をおすすめします。

また、国内出願が未だ登録になっていない商標をマドプロ出願する案件では、国内の商標調査結果（国内出願時に行った調査レポートの写し等）もご提出ください。

Q20 申請しようと思う特許出願に係る事業について、投資会社による評価をうけました。申請書類に「任意」として提出した方がいいですか？

A. 評価者が評価分野において知見のある第三者であれば、当該評価者による評価書は審査時の参考資料となるため、提出することをお勧めします。

Q21 外国出願はいつまでに完了すればいいですか？

A. 年内を目安に、早目に出願を完了してください。

出願後、ジェトロが定めた最終締め切りまでに実績報告書を提出していただきます。そのためには、遅くとも最終締め切り日1週間前には、外国出願と全ての支払いを完了し、外国特許庁からの受領書、現地代理人からの書類、支払った際のエビデンス等の提出書類を準備してください。

Q22 日本国内の基礎出願に記載した特許請求の範囲を、外国出願時に変更してもよいでしょうか？

A. 本事業では、日本国特許庁に行っている出願（PCT 国際出願を含む）と同一内容の外国出願を助成の対象としています。

外国出願時の特許請求の範囲の内容と、基礎出願又は PCT 出願の特許請求の範囲の内容が、実質的に同一か、十分な対応関係があるならば、一般的に同一として認めています。

なお、申請書記載の内容を元に権利取得の可能性を審査し採択を決定するため、申請段階において補正を検討している場合には、申請書の8. に、補正内容を簡単に記載し、別紙にて具体的な対応案をご提出ください。必要に応じて、補正案に基づいた先行技術調査を行ってください。